

東京地方裁判所 令和●●年(〇〇)第●●号 公売取消請求事件
国側当事者・国(東京国税局長)
令和6年11月29日棄却・確定

判 決

原告	X
同訴訟代理人弁護士	柴崎 拓己
被告	国
同代表者法務大臣	鈴木 馨祐
処分行政庁	東京国税局長 星屋 和彦
同指定代理人	内野 綾香 内藤 守 小林 正明 池尻 百合恵

主 文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

東京国税局長が令和5年8月14日付けでした別紙物件目録記載1の建物(以下「本件建物1」という。)の公売公告処分を取り消す。

第2 事案の概要等

1 事案の概要

本件は、原告が代表取締役を務めていたA株式会社(以下「滞納会社」という。)の滞納国税につき換価の猶予の担保(以下「本件換価の猶予」という。)として提供し、担保物処分のための差押え(以下「本件差押処分」という。)を受けた本件建物1について、東京国税局長が令和5年8月14日付けで公売公告処分(以下「本件公売公告処分」という。)をしたのに対し、原告が、本件公売公告処分が違法であるとして、その取消しを求める事案である。

2 前提事実

次の事実は、当事者間に争いのない事実、当裁判所に顕著な事実又は掲記の証拠(なお、以下、書証番号は、特記しない限り、枝番号のあるものは枝番号を全て含む。)若しくは弁論の全趣旨によって認めることができる事実である。

(1) 当事者等(乙6、14、弁論の全趣旨)

ア 原告は、滞納会社の代表取締役であった者であり、本件建物1の所有者である。

イ 滞納会社は、自動車の装飾用品の製造及び販売等を目的とする株式会社であったが、平

成29年12月●日、会社法472条1項の規定により解散したものとみなされた。原告は、平成30年1月29日、滞納会社の清算人及び代表清算人に就任した。

(2) 滞納会社に対する課税処分

ア 滞納会社は、日本橋税務署長に対し、平成8年6月1日から平成9年5月31日までの事業年度（以下「平成9年5月事業年度」といい、他の事業年度についても同様に表記する。）から平成11年5月事業年度までの各事業年度（これらを併せて以下「本件各事業年度」という。）の法人税及び平成9年6月1日から平成10年5月31日までの課税期間（以下「平成10年5月課税期間」といい、他の課税期間についても同様に表記する。）及び平成11年5月課税期間（これらを併せて以下「本件各課税期間」という。）の消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る納税申告書をそれぞれ提出していたところ、平成12年4月3日、本件各課税期間の消費税に係る修正申告書を、同年6月20日、本件各事業年度の法人税に係る修正申告書を、それぞれ提出した。（乙1～2の3、乙6、7、弁論の全趣旨）

イ 日本橋税務署長は、平成12年7月7日、滞納会社に対し、国税通則法（以下「通則法」という。）68条1項（平成28年法律第15号による改正前のもの）の規定に基づき、滞納会社の本件各事業年度の法人税に係る重加算税の賦課決定処分（以下「本件重加算税賦課決定処分」という。）を行うとともに、通則法65条1項（平成18年法律第10号による改正前のもの）の規定に基づき、本件各課税期間の消費税等に係る過少申告加算税の賦課決定処分を行った。（乙2の4～6、乙8の1及び2）

(3) 本件公売公告処分に至る経緯

ア 日本橋税務署長は、平成13年3月29日、国税徴収法（以下「徴収法」という。）151条1項（平成26年法律第10号による改正前のもの）の規定に基づき、滞納会社の別紙租税債権目録1記載の滞納国税（以下「本件滞納国税」という。）につき換価の猶予をし（本件換価の猶予）、原告から担保として提供を受けた本件建物1につき、同年4月4日、抵当権設定登記（以下「本件抵当権設定登記」という。）を経由した。（甲1、乙9、10）

イ 日本橋税務署長は、平成14年3月27日、本件換価の猶予について、徴収法152条（平成26年法律第10号による改正前のもの）が準用する通則法46条7項（平成24年法律第16号による改正前のもの）の規定に基づき、換価の猶予期間を延長した。（乙11）

ウ 日本橋税務署長は、平成24年9月25日、滞納会社の別紙租税債権目録2記載の滞納国税を徴収するため、徴収法47条1項及び68条の規定に基づき、滞納会社が所有していた別紙物件目録記載2の建物（以下「本件建物2」という。）を差し押さえ、同月27日、差押登記を経由した。（乙12、13）

エ 日本橋税務署長は、平成29年12月21日、本件建物2を公売するため、徴収法182条3項（平成30年法律第7号による改正前のもの）の規定に基づき、東京国税局長に滞納処分の引継ぎをした。

オ 東京国税局長は、平成30年3月12日、徴収法95条（平成30年法律第7号による改正前のもの）及び99条の規定に基づき、本件建物2について、公売公告及び見積価額の公告を行った。（乙15）

カ 滞納会社は、平成30年3月26日、日本橋税務署長に対し、本件建物2の差押えの解除を求めて任意売却申立書を提出したところ、日本橋税務署長は、同年4月4日、これを相当と認め、これを受けて東京国税局長は、本件建物2の公売を中止した。(乙16、弁論の全趣旨)

キ 日本橋税務署長は、平成30年4月4日、滞納会社が滞納国税617万2000円を納付したことを確認した上で、本件建物2の差押えを解除し、同日、差押登記の抹消登記を経由した。(乙13、17)

ク 日本橋税務署長は、本件滞納国税が本件換価の猶予に係る猶予期間の終期までに完納されなかったことから、平成30年8月29日、通則法52条1項及び徴収法68条の規定に基づき、本件建物1について、担保物処分のための差押えを行い(本件差押処分)、同月31日、差押登記を経由するとともに、同年12月20日、物上保証人である原告に対し差押書を、滞納会社に対し差押調書謄本を、それぞれ送達した。(甲1、乙18、19)

ケ 原告は、平成30年11月22日、日本橋税務署長に対し、本件差押処分の取消しを求めて再調査の請求をしたが、日本橋税務署長は、平成31年1月31日付けで、原告の再調査の請求を棄却する旨の決定をした。(乙20、21)

コ 原告は、平成31年2月22日、国税不服審判所長に対し、本件差押処分の取消しを求めて審査請求をしたが、国税不服審判所長は、令和2年2月13日付けで、原告の審査請求を棄却する旨の裁決をした。(乙22、23)

サ 東京国税局長は、令和2年3月27日、通則法43条3項の規定に基づき、滞納会社の滞納国税について、日本橋税務署長から徴収の引継ぎを受けた。(弁論の全趣旨)

シ 東京国税局長は、令和5年8月14日、本件建物1について、期間入札の方法により公売を実施するに当たり、徴収法95条及び99条の規定に基づき、公売の日時を同年9月15日9時00分から同月27日17時00分までと定めるなどして、本件建物1について公売公告(本件公売公告処分)及び見積価額の公告を行うとともに、同年8月17日、同法96条1項の規定に基づき、原告及び滞納会社に対し、同法95条1項各号(ただし、8号を除く。)に掲げる事項及び同公売に係る国税の額を記載した公売通知書(以下「本件公売通知書」という。)を送達した。(甲2、乙24~26)

(4) 本件公売公告処分に対する審査請求等

ア 原告は、令和5年8月25日、国税不服審判所長に対し、本件公売公告処分の取消し及び本件抵当権設定登記の抹消を求めて審査請求をした。(乙27)

イ 東京国税局長は、令和5年9月15日から同月27日にかけて、徴収法101条の規定に基づき、本件建物1について期間入札の方法により公売を実施し、同年10月3日、同法104条1項の規定に基づき、Bを最高価申込者として決定し、同月4日、同法106条2項の規定に基づき、原告に対し、不動産等の最高価申込者決定通知書を送付した。(甲3)

ウ 原告は、令和5年10月19日、本件訴えを提起した。

エ 国税不服審判所長は、令和6年6月19日付けで、上記アの審査請求のうち、本件公売公告処分の取消しを求める部分を棄却し、その余の部分を却下する旨の裁決をした。(乙30)

3 争点

本件公売公告処分の適法性

4 争点に関する当事者の主張

(被告の主張)

(1) 日本橋税務署長から徴収の引継ぎを受けた東京国税局長は、本件建物1について、期間入札の方法により公売を実施するに当たり、公売の日時を令和5年9月15日9時00分から同月27日17時00分までと定め、公売の日(期間入札の場合には、入札期間の始期の属する日となり、本件では令和5年9月15日)の10日前までの日である同年8月14日に、徴収法95条1項各号に掲げる事項を記載した本件公売公告処分を行うとともに、同月17日、原告及び滞納会社に対し、同法95条1項各号(ただし、8号を除く。)に掲げる事項及び同公売に係る国税の額を記載した本件公売通知書を送達した。

このように、本件公売公告処分は、徴収法の規定に従って行われたものであり、適法である。

(2) 原告の主張は、いずれも否認し、争う。

(原告の主張)

(1) 滞納会社は、平成12年6月20日、日本橋税務署長に対して本件各事業年度の法人税の修正申告書を提出した。これは、日本橋税務署のC統括国税調査官が原告に対して「修正申告に応じてもらえれば、延滞税と重加算税はかからないようにするから。」との発言(以下「本件発言1」という。)をしたことから、原告が本件発言1を信じて、修正申告に応じたものである。

それにもかかわらず、本件重加算税賦課決定処分がされたものであって、本件重加算税賦課決定処分は、C統括国税調査官による欺罔行為という違法事由を内在している。

(2) 滞納会社は、平成30年3月26日、日本橋税務署長に対し、本件建物2の差押え解除を求めて、任意売却申立書を提出した(前提事実(3)カ)。同任意売却においては、原告自身が本件建物2の買受人となり、原告が個人的に代金として617万2000円を準備して滞納会社に支払い、滞納会社は、売買代金の全額を滞納国税の納付に充てた。これは、原告が、日本橋税務署のD統括国税徴収官による「過去のことも録音のこともなかったことにして、これですっきり終わりにしましょう。」との発言(以下「本件発言2」という。)を信じ、「この600余万円の支払でこれまでのことが全て終わるのであれば。」という思いから金策に奔走し、対応したものである。

それにもかかわらず、滞納会社の滞納国税は完済とならず、本件差押処分がされたものであって、本件差押処分は、D統括国税徴収官による欺罔行為という違法事由を内在している。

(3) 本件重加算税賦課決定処分及び本件差押処分(これらを併せて以下「先行する各処分」という。)は、いずれも滞納会社の法人税の徴収という同一目的に向けられたものである。そして、先行する各処分当時の原告ないし滞納会社は、上記(1)及び(2)の各欺罔行為を受けて錯誤に陥っていたことから、実質的に先行する各処分の手続保障は不十分であり、本件訴訟において先行する各処分を争うことに不合理なところはない。

したがって、本件公売公告処分は、先行する各処分の違法を承継しており、違法である。

第3 当裁判所の判断

1 本件重加算税賦課決定処分の違法性の承継をいう原告の主張について

(1) 租税債権を確定することを目的とする処分である課税処分と、確定した租税債権の強制的

な実現を目的とする滞納処分とは、それぞれ別個の法律効果を目的とする処分であるから、課税処分と滞納処分との間に違法性の承継は認められず、仮に課税処分が違法であったとしても、その違法が単に取り消し得べき瑕疵にすぎない場合には、当該課税処分が取り消されずに存続している限り、当該課税処分の違法を理由として滞納処分の取消しを求めることはできないと解するのが相当である。

そして、租税法規に適合する課税処分について信義則の法理の適用による違法を考え得るのは、納税者間の平等公平という要請を犠牲にしてもなお当該課税処分に係る課税を免れしめて納税者の信頼を保護しなければ正義に反するといえるような特別の事情が存する場合でなければならず、上記特別の事情が存するかどうかの判断に当たっては、少なくとも、税務官庁が納税者に対し信頼の対象となる公的見解を表示し、納税者がその表示を信頼しその信頼に基づいて行動したところ上記表示に反する課税処分が行われ、そのために納税者が経済的不利益を受けることになったものかどうか、納税者が税務官庁の上記表示を信頼しその信頼に基づいて行動したことについて納税者の責に帰すべき事由がないかどうか、という点の考慮が不可欠であるというべきである（最高裁昭和●●年（〇〇）第●●号同62年10月30日第三小法廷判決・裁判集民事152号93頁参照）。

- (2) これを本件についてみるに、そもそも、本件全証拠によっても、C統括国税調査官その他の日本橋税務署職員が原告に対して本件発言1をしたことを認めるに足りる的確な証拠はない。

また、滞納会社は、本件各事業年度の法人税に係る納税申告書を提出していたところ（前提事実（2）ア）、かかる場合において、重加算税賦課決定処分がされるか否かは、納税者が国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部についての隠蔽又は偽装をしたか否か等、通則法68条1項（平成28年法律第15号による改正前のもの）所定の要件を満たすか否かによるのであり、修正申告書を提出したことによって重加算税賦課決定処分がされるのではないから、仮に本件発言1があったとしても、本件重加算税賦課決定処分との間に因果関係はなく、原告が本件発言1を信頼して行動したことにより経済的不利益を受けることになったものではない。

そうすると、本件において、納税者間の平等公平という要請を犠牲にしてもなお当該課税処分に係る課税を免れしめて納税者の信頼を保護しなければ正義に反するといえるような特別の事情が存するとは認められず、本件重加算税賦課決定処分が違法であるとはいえない。

- (3) したがって、本件重加算税賦課決定処分の違法が本件公売公告処分に承継される旨の原告の主張は、その前提において理由がない。

2 本件差押処分の違法性の承継をいう原告の主張について

- (1) 本件全証拠によっても、D統括国税徴収官その他の日本橋税務署職員が原告に対して本件発言2をしたことを認めるに足りる的確な証拠はない。

また、原告が任意売却申立書を提出した平成30年3月当時、本件建物2には別紙租税債権目録2記載の滞納国税を徴収するための差押登記がされており、徴収法95条の規定に基づいて公売公告がされていたから（前提事実（3）ウからオ）、原告が任意売却申立書を提出しなければ、公売は中止とならず、本件建物2はそのまま公売されていたと認められ、しかも、その場合には任意売却の場合よりも多額の滞納国税が未納のままとなっていたと考えられるのであって、結局、本件滞納国税が本件換価の猶予に係る猶予期間の終期までに完済

されなかったことに変わりない。

(2) そして、日本橋税務署長は、本件滞納国税が本件換価の猶予に係る猶予期間の終期までに完済されなかったことから、平成30年8月29日、原告から担保として提供されていた本件建物1について、本件差押処分を行い、同月31日、差押登記を経由するとともに、同年12月20日、物上保証人である原告に対して差押書を送達したものであり（前提事実（3）ク）、本件差押処分は、通則法及び徴収法の規定に従って行われたものと認められる。

(3) そうすると、本件差押処分が違法であるとはいえないから、本件差押処分の違法が本件公売公告処分に承継される旨の原告の主張は、その前提において理由がない。

3 そして、日本橋税務署長から徴収の引継ぎを受けた東京国税局長が本件公売公告処分を行った経緯は、前提事実（3）サ及びシのとおりであり、本件公売公告処分は徴収法の規定に従って行われたものと認められるのであって、本件記録を精査しても、これが違法であることをうかがわせる事情は見当たらない。

4 以上によれば、本件公売公告処分は、適法である。

第4 結論

よって、原告の請求は理由がないから、これを棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第3部

裁判長裁判官 篠田 賢治

裁判官 下 和弘

裁判官 鈴木 真耶

別紙 省略